

旅費の精算事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項															
府民文化部 府民文化総務課	<p>旅費の概算払をしたときは、支出命令者は、旅費の確定後30日以内に概算払を受けた者に精算を行わせなければならないが、未精算のものが2件あった。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職員</th><th>出張先</th><th>出張期間</th><th>旅費支給額</th><th>旅費支給日</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td><td>東京都</td><td>令和6年6月17日</td><td>29,480円</td><td>令和6年6月18日</td></tr> <tr> <td></td><td>東京都</td><td>令和6年9月10日</td><td>29,300円</td><td>令和6年9月13日</td></tr> </tbody> </table>	職員	出張先	出張期間	旅費支給額	旅費支給日	A	東京都	令和6年6月17日	29,480円	令和6年6月18日		東京都	令和6年9月10日	29,300円	令和6年9月13日	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【大阪府財務規則】 (概算払の精算) 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。</p> <p>【大阪府財務規則の運用】 第47条関係</p> <p>1 概算払いに係る精算は、債務金額の確定の書類に決裁することにより行うものとする。この場合、システムを使用して精算書を作成し、これに添付するものとする。 なお、債務金額の確定を別途伺い定めする場合は、システムによる精算書の作成を省略することができるものとする。</p>
職員	出張先	出張期間	旅費支給額	旅費支給日													
A	東京都	令和6年6月17日	29,480円	令和6年6月18日													
	東京都	令和6年9月10日	29,300円	令和6年9月13日													
措置の内容																	
<p>是正を求められた事項について、速やかに精算手続を行った。</p> <p>今回の検出事項の原因是、所属職員が旅費の精算手続を失念していたこと及び旅費担当者が旅費の精算手続の確認を怠ったことによる。</p> <p>再発防止に向け、管外出張する職員には旅費の確定後30日以内に精算登録を行うよう注意喚起するとともに、旅費担当者によって月1回の精算状況の確認を徹底することとした。</p>																	

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和7年6月2日から同年8月28日まで）